

平成 28 年度決算に基づく財政の
健全性に関する比率審査意見書

平成 29 年 9 月 11 日提出

郡山市監査委員

郡山市長

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

平成28年度決算に基づく財政の健全性に関する比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された下記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

記

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 公営企業会計資金不足比率
 - (1) 公営企業法適用企業
 - (2) 公営企業法非適用企業

目 次

I	健全化判断比率審査意見	1
第1	準拠基準	3
第2	審査の概要	3
1	審査の種類	3
2	審査の対象	3
3	審査の着眼点	3
4	審査の主な実施内容	3
5	審査の実施場所及び日程	3
第3	審査の結果	3
第4	審査意見	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	4
3	実質公債費比率	4
4	将来負担比率	4
第5	健全化判断比率の概要	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	7
4	将来負担比率	8
II	公営企業会計資金不足比率審査意見	11
(I)	公営企業法適用	13
第1	準拠基準	13
第2	審査の概要	13
1	審査の種類	13
2	審査の対象	13
3	審査の着眼点	13
4	審査の主な実施内容	13
5	審査の実施場所及び日程	13
第3	審査の結果	14
第4	審査意見	14
1	水道事業会計	14

2	工業用水道事業会計	14
3	下水道事業会計	14
4	農業集落排水事業会計	14
第5	資金不足比率の概要	15
1	水道事業会計	16
2	工業用水道事業会計	17
3	下水道事業会計	18
4	農業集落排水事業会計	19
(II)	公営企業法非適用	20
第1	準拠基準	20
第2	審査の概要	20
1	審査の種類	20
2	審査の対象	20
3	審査の着眼点	20
4	審査の主な実施内容	20
5	審査の実施場所及び日程	20
第3	審査の結果	21
第4	審査意見	21
第5	資金不足比率の概要	22
1	総合地方卸売市場特別会計	22
2	工業団地開発事業特別会計	22
3	熱海温泉事業特別会計	22
4	湖南簡易水道事業特別会計	23
5	中田簡易水道事業特別会計	23
6	熱海中山簡易水道事業特別会計	23

凡	例
---	---

- 1 本意見書中の数値は、表示単位未満を四捨五入し、単位未満の数値を調整した。
また、比率及び算出過程の数値は、算定様式に基づき算出される数値を使用している。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

(-)	……………	該当数値がないか、又は算出不能
(△)	……………	減少しているか、又は該当数値がマイナス
- 3 本意見書中の公営企業法適用の公営企業会計の数値は、消費税及び地方消費税を抜いた数値である。

I 健全化判断比率審査意見

I 健全化判断比率審査意見

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率審査

2 審査の対象

平成28年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼として実施した。

4 審査の主な実施内容

健全化判断比率の算定の基礎となる書類の試査

- (1) 帳簿突合、計算突合、分析的手続

5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査委員室
- (2) 日程
平成29年7月26日から平成29年8月23日まで
- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取
平成29年8月23日

第3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率については、いずれも適正に算定され、それぞれの計数は財務諸表と一致しており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	5.1	4.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	

注 1 —の表示は、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないことを示す。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、総務省が示す数値である。

第4 審査意見

平成28年度の決算に基づく健全化判断比率に関し、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに黒字で赤字額はないが、実質公債費比率は前年度より悪化した。また、将来負担比率は、将来負担額がない結果となった。いずれも国の示した早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態にあると認められる。

しかしながら、今後においては、原子力災害に係る事業のみならず新たな施策推進等のため、多大な経費を要すると見込まれることから、厳しい財政運営を強いられることが予想される。

今後とも、的確に財政状況を把握し、歳入においては、収入率の向上や公有資産の有効活用により自主財源の確保を図るとともに、国等の財政措置等を積極的に活用し、歳出においては、効率的かつ効果的な予算執行を推進し、中長期的な財政需要を見通しながら持続可能で健全な財政運営の維持に努められるよう望むものである。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等(注1)を対象とした実質赤字の標準財政規模(注2)に対する程度を指標化したもので、平成28年度一般会計等の翌年度に繰り越すべき財源等を差し引いた実質収支額は 3,944,797千円の黒字であり、歳入不足による支払繰延もないことから、実質赤字は生じず、比率の表示は－％となる。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び14の特別会計を対象とした実質赤字又は資金不足額の程度を指標化したもので、平成28年度の実質収支額等の合計は 15,568,937千円の黒字であり、公営企業会計以外の特別会計の実質赤字はなく、また、公営企業会計においても資金不足はないことから、比率の表示は－％となる。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを3か年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される3か年平均の比率は 5.1％となり、前年度の 4.6％に比べ 0.5ポイント悪化しているが、早期健全化基準の 25.0％を下回っている。

4 将来負担比率

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化したもので、地方債償還金、債務負担行為に基づく支出予定額、第三セクターの損失補償債務等に係る負担などの、平成28年度における将来負担すべき実質的な負債額は生じず、比率の表示は－％となる。

(注1) 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計及び地方公営企業法を適用する特別会計並びに地方財政法施行令第46条に規定される特別会計のいずれにも属さない特別会計の総称である。

郡山市では、一般会計のほか公共用地先行取得事業、荒井北井・中谷地・富田第二・伊賀河原・徳定・大町の各土地地区画整理事業、郡山駅西口市街地再開発事業及び母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の総称である。

(注2) 標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、その大きさは「標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

第5 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{① 繰上充用額} + \text{② 支払繰延額} + \text{③ 事業繰越額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(%)

①繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額

②支払繰延額：実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額

③事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額

(参考：一般会計等の実質収支が黒字の場合)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(\text{歳出総額} - \text{歳入総額}) + \text{翌年度に繰り越すべき財源} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(168,681,146 \text{千円} - 174,478,899 \text{千円}) + 1,821,736 \text{千円} + (0 \text{千円} + 31,220 \text{千円})}{\text{標準財政規模 } 67,264,598 \text{千円}} \times 100$$

一般会計等の歳入総額は 174,478,899千円で前年度の 174,803,078千円に比べ 324,179千円減少し、歳出総額は 168,681,146千円で前年度の 167,554,476千円に比べ1,126,670千円増加している。差し引くべき翌年度に繰り越すべき財源は 1,821,736千円、事業繰越額は 31,220千円であり、実質収支額は 3,944,797千円(一般会計 3,922,446千円、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 22,351千円)の黒字となり、繰上充用額、歳入不足による支払繰延額はなく、実質赤字は生じないことから、比率の表示は-%となる。

なお、上記の算式による標準財政規模 67,264,598千円に対する数値は △5.86%となり、前年度の △6.11%に比べ 0.25ポイント悪化している。

<実質赤字比率の算出基礎>

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成27年度	増減	増減率
歳 入 総 額	174,478,899	174,803,078	△ 324,179	△ 0.2%
歳 出 総 額	168,681,146	167,554,476	1,126,670	0.7%
翌年度に繰り越すべき財源	1,821,736	3,049,428	△ 1,227,692	△ 40.3%
事 業 繰 越 額	31,220	13,140	18,080	137.6%
実 質 収 支 額	3,944,797	4,186,034	△ 241,237	△ 5.8%
標 準 財 政 規 模	67,264,598	68,464,793	△ 1,200,195	△ 1.8%
実際に算出される数値	△ 5.86%	△ 6.11%	0.25	△ 4.1%

2 連結実質赤字比率

一般・特別全会計の連結実質赤字比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$= \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{67,264,598 \text{ 千円}} \times 100$$

$$= \frac{(0 \text{ 千円} + 0 \text{ 千円}) - (5,683,877 \text{ 千円} + 9,885,060 \text{ 千円})}{67,264,598 \text{ 千円}} \times 100$$

(%)

- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業（地公企法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

一般会計等以外の公営企業を除く特別会計の実質収支額は 1,739,080千円(国民健康保険特別会計 1,165,161千円、後期高齢者医療特別会計 10,133千円、介護保険特別会計 563,786千円)の黒字で実質赤字はなく、一般会計等の実質収支額 3,944,797千円との合計額は 5,683,877千円となり、また、公営企業会計の剰余額は 9,885,060千円(水道事業会計 9,312,123千円、工業用水道事業会計 43,897千円、下水道事業会計 98,283千円、農業集落排水事業会計 2,834千円、熱海温泉事業特別会計 427,923千円)であり、連結実質赤字額はなく、比率の表示は－%となる。

なお、算式に基づく実質収支額等の合計は 15,568,937千円で、標準財政規模 67,264,598千円に対する数値は △23.14%となり、前年度の △20.34%に比べ 2.8ポイント良化している。

<連結実質赤字比率の算出基礎>

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成27年度	増減	増減率
①一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額	0	0	0	-
②公営企業会計の資金不足額	0	0	0	-
③公営企業以外の実質黒字額	5,683,877	5,796,877	△ 113,000	△ 1.9%
④公営企業の資金剰余額	9,885,060	8,133,377	1,751,683	21.5%
標準財政規模	67,264,598	68,464,793	△ 1,200,195	△ 1.8%
実際に算出される数値	△ 23.14%	△ 20.34%	△ 2.80	13.8%

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} (\%) = \frac{\text{① (地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{② (特定財源+※特定の基準財政需要額算入額)}}{\text{③ (標準財政規模 - 特定の基準財政需要額算入額)}} \times 100 \text{ の3か年平均}$$

※特定の基準財政需要額算入額：基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金額

平成26年度から平成28年度の各年度の一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の合計額と、元利償還金等に充てられる特定財源及び特定の基準財政需要額算入額の合計額、また、標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額は、下表のとおりであり、これにより算出される単年度の比率は、平成26年度 4.0%、平成27年度 5.4%、平成28年度 6.1%であり、3か年平均の比率は 5.1%となり、前年度 4.6%に比べ 0.5ポイント悪化している。

なお、平成28年度の単年度の比率は、公営企業会計の償還金に対する繰出金 208,679千円(4.8%)の増等に伴う元利償還金+準元利償還金 429,702千円(2.9%)の増と普通交付税 484,849千円(4.5%)の減等に伴う標準財政規模 1,200,195千円(1.8%)の減により、前年度に比べ 0.7ポイント悪化している。

<実質公債費比率の算出基礎>

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①元利償還金+準元利償還金	14,465,968	14,671,254	15,100,956
②①に充てられる特定財源及び特定の基準財政需要額算入額	12,136,514	11,462,969	11,582,254
差引額 ①-②	2,329,454	3,208,285	3,518,702
③標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額	58,216,315	58,936,556	57,708,066
単年度比率 (①-②)/③×100	4.00138%	5.44362%	6.09742%
単年度比率の3か年平均	5.1%		

<元利償還金+準元利償還金の内訳>

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等の元利償還金(繰上償還額を除く)	10,241,246	10,047,014	10,238,750
公営企業会計の償還金に対する繰出金	3,867,479	4,311,471	4,520,150
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	75,219	72,937	88,522
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	282,024	239,832	253,534
合 計	14,465,968	14,671,254	15,100,956

4 将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{r} \text{将来負担額} \\ \text{①} \\ 140,660,602 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{※ 充当可能財源等} \\ \text{②} \\ 152,197,988 \text{ 千円} \end{array}}{\underbrace{\text{標準財政規模} - \text{特定の基準財政需要額算入額}}_{\text{③} \\ 57,708,066 \text{ 千円}}} \times 100$$

※ 充当可能財源等 = 充当可能基金額 + 特定財源見込額 +
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

一般会計等が財政負担をする地方債償還金や債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額、地方債償還額等に充てることのできる充当可能財源等、また、標準財政規模から特定の基準財政需要額算入見込額を差し引いた額は下表のとおりであり、これにより算出される将来負担すべき実質的な負債額が生じないことから、比率の表示は－％となる。

これは、退職手当支給予定額に係る負担見込額 135,094千円（0.9％）の増と一般会計等以外の特別会計の地方債償還金の負担等見込額 14,276,028千円（26.8％）、一般会計等地方債現在高 463,249千円（0.5％）、債務負担行為に基づく支出予定額 141,069千円（9.4％）及び一部事務組合等の地方債償還金の負担等見込額 12,684千円（1.9％）の減により、将来負担すべき実質的な負債額 14,757,936千円（9.5％）が減少したことによる。

なお、上記の算式に基づく数値は △19.9％であり前年度の △9.9％に比べ 10.0ポイント良化している。

< 将来負担比率の算出基礎 >

（単位：千円）

区 分	平成28年度	平成27年度	増減	増減率
① 将来負担額	140,660,602	155,418,538	△ 14,757,936	△ 9.5%
② 充当可能財源等	152,197,988	161,303,531	△ 9,105,543	△ 5.6%
差引額 ①－②	△ 11,537,386	△ 5,884,993	△ 5,652,393	96.0%
③ 標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額	57,708,066	58,936,556	△ 1,228,490	△ 2.1%
実際に算出される数値	△ 19.9%	△ 9.9%	△ 10.0	101.0%

<将来負担額の内訳>

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成27年度	増減	増減率
一般会計等地方債現在高	84,588,770	85,052,019	△ 463,249	△ 0.5%
債務負担行為に基づく支出予定額	1,361,354	1,502,423	△ 141,069	△ 9.4%
一般会計等以外の特別会計の地方債償還金の負担等見込額	38,960,174	53,236,202	△ 14,276,028	△ 26.8%
一部事務組合等の地方債償還金の負担等見込額	664,597	677,281	△ 12,684	△ 1.9%
退職手当支給予定額に係る負担見込額	15,085,707	14,950,613	135,094	0.9%
土地開発公社の負債に係る負担見込額	0	0	0	-
第三セクターの損失補償債務等に係る負担見込額	0	0	0	-
全会計の連結実質赤字額	0	0	0	-
一部事務組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額	0	0	0	-
合 計	140,660,602	155,418,538	△ 14,757,936	△ 9.5%

II 公營企業會計資金不足比率審查意見

II 公営企業会計資金不足比率審査意見

(I) 公営企業法適用

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率審査

2 審査の対象

平成 28 年度決算に基づく公営企業会計（法適用）資金不足比率

- (1) 郡山市水道事業会計
- (2) 郡山市工業用水道事業会計
- (3) 郡山市下水道事業会計
- (4) 郡山市農業集落排水事業会計

3 審査の着眼点

各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、書類が適正に作成されているか、算出過程に誤りはないかを主眼として実施した。

4 審査の主な実施内容

資金不足比率の算定の基礎となる書類の試査

- (1) 帳簿突合、計算突合、分析的手続

5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査委員室

- (2) 日程

平成 29 年 7 月 26 日から平成 29 年 8 月 23 日まで

第3 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、いずれも適正に算定され、それぞれの計数は、財務諸表と一致しており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

会計名	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	

- 注 1 —の表示は、資金不足額がないことを示す。
2 経営健全化基準は、総務省が示すものである。

第4 審査意見

1 水道事業会計

平成28年度末における流動資産の総額 10,950,720千円に貸倒引当金 11,571千円を加えた額は 10,962,291千円であり、流動負債の総額 3,082,256千円から企業債 1,359,321千円及び賞与引当金 72,767千円を控除した額は 1,650,168千円である。差し引き 9,312,123千円の余剰となることから資金不足額はなく、比率の表示は—%となり、良好な状態にあると認められる。

2 工業用水道事業会計

平成28年度末における流動資産の総額は 52,305千円で、流動負債の総額 10,551千円から企業債 1,413千円及び賞与引当金 730千円を控除した額は 8,408千円である。差し引き 43,897千円の余剰となることから資金不足額はなく、比率の表示は—%となり、良好な状態にあると認められる。

3 下水道事業会計

平成28年度末における流動資産の総額 1,951,196千円から繰越工事資金 66,327千円を控除し貸倒引当金 53,283千円を加えた額は 1,938,152千円であり、流動負債の総額 7,711,862千円から企業債 5,826,993千円及び賞与引当金 45,000千円を控除した額は 1,839,869千円である。差し引き 98,283千円の余剰となることから資金不足額はなく、比率の表示は—%となり、良好な状態にあると認められる。

4 農業集落排水事業会計

平成28年度末における流動資産の総額 29,226千円に貸倒引当金 2,264千円を加えた額は 31,490千円であり、流動負債の総額 399,125千円から企業債 369,899千円及び賞与引当金 570千円を控除した額は 28,656千円である。差し引き 2,834千円の余剰となることから資金不足額はなく、比率の表示は—%となり、良好な状態にあると認められる。

1 水道事業会計

流動資産の総額は 10,950,720千円で、その主なものは現金預金 10,490,897千円であり、前年度と比べ主に現金預金の増により 1,754,827千円(19.1%)増加している。

資金不足比率の算定に当たって、流動資産に貸倒引当金 11,571千円を加えた額は 10,962,291千円で、前年度に比べ 1,753,717千円(19.0%)増加している。

流動負債の総額 3,082,256千円から企業債 1,359,321千円及び賞与引当金 72,767千円を差し引いた額は 1,650,168千円である。その主なものは工事請負費等の未払金 1,337,961千円、下水道使用料等の預り金 312,207千円で、前年度と比べ未払金等の増により 313,477千円(23.5%)増加している。

また、特定の地方債として流動負債に加えるべき、建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債はない。

事業の規模を表すための基礎となる営業収益の総額は 7,597,576千円で、給水収益の減等により前年度と比べ 2,374千円(0.0%)減少しており、営業収益の額から差し引くべき受託工事収益の額は 7,356千円で、前年度と比べ 2,226千円(43.4%)増加したため、事業の規模は 7,590,220千円となり、前年度と比べ 4,600千円(0.1%)減少している。

この結果、資金不足額はなく、比率の表示は-%となる。

流動資産、流動負債及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		平成28年度	平成27年度	増 減 額	増減率	内 容	
流 動 資 産	a	10,950,720	9,195,893	1,754,827	19.1		
内 訳	現金預金	10,490,897	8,732,512	1,758,385	20.1	普通預金、当座預金	
	未 収 金	358,852	378,647	△ 19,795	△ 5.2	水道料金、工事負担金等	
	貯 蔵 品	42,912	36,291	6,621	18.2	量水器、工事中材料等	
	前 払 金	58,050	48,430	9,620	19.9	翌年度繰越の工事等に係る前払金	
	その他流動資産	9	13	△ 4	△ 30.8	労働保険に係る仮払金	
貸 倒 引 当 金	b	11,571	12,681	△ 1,110	△ 8.8	未収金の回収不能による損失に備えるための引当金額	
流動資産+貸倒引当金①	c=a+b	10,962,291	9,208,574	1,753,717	19.0		
流 動 負 債	d	3,082,256	2,871,748	210,508	7.3		
控 除 額	企 業 債	e	1,359,321	1,466,983	△ 107,662	△ 7.3	企業債のうち1年以内に償還期限が到来する額
	賞 与 引 当 金	f	72,767	68,074	4,693	6.9	翌年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積計上する引当金額
流動負債-控除額②	g=d-(e+f)	1,650,168	1,336,691	313,477	23.5		
内 訳	未 払 金	1,337,961	1,032,476	305,485	29.6	工事請負費、委託料等	
	預 り 金	312,207	304,215	7,992	2.6	下水道使用料預り金、農業集落排水施設使用料預り金等	
①-②	A=c-g	9,312,123	7,871,883	1,440,240	18.3		
営 業 収 益	h	7,597,576	7,599,950	△ 2,374	△ 0.0		
受 託 工 事 収 益	i	7,356	5,130	2,226	43.4		
事 業 の 規 模	B=h-i	7,590,220	7,594,820	△ 4,600	△ 0.1	営業収益-受託工事収益	
資 金 不 足 比 率	(-A)/B	—	—				

2 工業用水道事業会計

流動資産の総額は 52,305千円で、その内訳は現金預金 46,565千円、給水収益等の未収金 5,740千円であり、前年度と比べ主に現金預金の減により 11,913千円(18.6%)減少している。

なお、資金不足比率の算定に当たって、流動資産から加減すべき額はない。

流動負債の総額 10,551千円から控除すべき企業債 1,413千円及び賞与引当金 730千円を差し引いた額は 8,408千円であり、その主なものは委託料等の未払金 8,374千円であり、前年度と比べ未払金の減等により 12,109千円(59.0%)減少している。

また、特定の地方債として流動負債に加えるべき、建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債はない。

事業の規模を表すための基礎となる営業収益の額は 52,093千円で、前年度と比べ 450千円(0.9%)減少している。なお、営業収益から差し引くべき受託工事収益はない。

この結果、資金不足額はなく、比率の表示は－%となる。

流動資産、流動負債及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分			平成28年度	平成27年度	増 減 額	増減率	内 容
流 動 資 産 ①		a	52,305	64,218	△ 11,913	△ 18.6	
内 訳	現 金 預 金		46,565	59,397	△ 12,832	△ 21.6	普通預金、当座預金
	未 収 金		5,740	4,821	919	19.1	工業用水道料金等
流 動 負 債		b	10,551	22,585	△ 12,034	△ 53.3	
控 除 額	企 業 債	c	1,413	1,352	61	4.5	企業債のうち1年以内に償還 期限が到来する額
	賞 与 引 当 金	d	730	716	14	2.0	翌年度に支払う賞与のうち当年度負担相 当額を見積計上する引当金額
流動負債－控除額②		e=b-(c+d)	8,408	20,517	△ 12,109	△ 59.0	
内 訳	未 払 金		8,374	20,479	△ 12,105	△ 59.1	委託料等
	預 り 金		34	38	△ 4	△ 10.5	所得税、住民税
① － ②		A=a-e	43,897	43,701	196	0.4	
事 業 の 規 模		B	52,093	52,543	△ 450	△ 0.9	営業収益－受託工事収益
資 金 不 足 比 率		(-A)/B	—	—			

3 下水道事業会計

流動資産の総額は1,951,196千円で、その主なものは現金預金1,440,780千円、下水道使用料等の未収金474,526千円であり、前年度と比べ主に現金預金の増により727,657千円(59.5%)増加している。

資金不足比率の算定に当たって、流動資産から繰越工事資金66,327千円を差し引き、貸倒引当金53,283千円を加えた額は1,938,152千円で、前年度と比べ816,028千円(72.7%)増加している。

流動負債の総額7,711,862千円から企業債5,826,993千円及び賞与引当金45,000千円を差し引いた額は1,839,869千円で、その主なものは負担金等の未払金1,838,864千円であり、未払金の増により前年度と比べ800,887千円(77.1%)増加している。

また、特定の地方債として流動負債に加えるべき、建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債はない。

事業の規模を表すための基礎となる営業収益の総額は5,169,285千円で、他会計負担金等の減により前年度と比べ11,939千円(0.2%)減少している。なお、営業収益から差し引くべき受託工事収益はない。

この結果、資金不足額はなく、比率の表示は-%となる。

流動資産、流動負債及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		平成28年度	平成27年度	増 減 額	増減率	内 容
流 動 資 産	a	1,951,196	1,223,539	727,657	59.5	
内 訳	現金預金	1,440,780	519,903	920,877	177.1	普通預金、当座預金
	未 収 金	474,526	514,363	△ 39,837	△ 7.7	下水道使用料等
	前 払 金	35,890	189,273	△ 153,383	△ 81.0	翌年度繰越の工事等に係る前払金
控 除 財 源	b	66,327	140,557	△ 74,230	△ 52.8	繰越工事資金
貸 倒 引 当 金	c	53,283	39,142	14,141	36.1	未収金の回収不能による損失に備えるための引当金額
流動資産－控除財源 ＋貸倒引当金①	d=a-b+c	1,938,152	1,122,124	816,028	72.7	
流 動 負 債	e	7,711,862	6,728,845	983,017	14.6	
控 除 額	企 業 債	5,826,993	5,645,863	181,130	3.2	企業債のうち1年以内に償還期限が到来する額
	賞 与 引 当 金	45,000	44,000	1,000	2.3	翌年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積計上する引当金額
流動負債－控除額②	h=e-(f+g)	1,839,869	1,038,982	800,887	77.1	
内 訳	未 払 金	1,838,864	1,037,977	800,887	77.2	流域下水道維持管理費負担金等
	預 り 金	1,005	1,005	0	0.0	預り保証金、還付預り金
①－②	A=d-h	98,283	83,142	15,141	18.2	
事 業 の 規 模	B	5,169,285	5,181,224	△ 11,939	△ 0.2	営業収益－受託工事収益
資 金 不 足 比 率	(-A)/B	—	—			

4 農業集落排水事業会計

流動資産の総額は 29,226千円で、その主なものは現金預金 17,729千円であり、前年度と比べ主に現金預金の増により 4,009千円(15.9%)増加している。

なお、資金不足比率の算定に当たって、流動資産に貸倒引当金 2,264千円を加えた額は 31,490千円で、前年度と比べ 2,717千円(9.4%)増加している。

流動負債の総額 399,125千円から企業債 369,899千円及び賞与引当金 570千円を差し引いた額は 28,656千円で、これは工事請負費等の未払金 28,656千円であり、前年度と比べ 3,869千円(15.6%)増加している。

また、特定の地方債として流動負債に加えるべき、建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債はない。

事業の規模を表すための基礎となる営業収益の総額は 128,122千円で、農業集落排水施設使用料の増により、前年度と比べ 162千円(0.1%)増加している。なお、営業収益から差し引くべき受託工事収益はない。

この結果、資金不足額はなく、比率の表示は-%となる。

流動資産、流動負債及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		平成28年度	平成27年度	増 減 額	増減率	内 容	
流 動 資 産	a	29,226	25,217	4,009	15.9		
内 訳	現金預金	17,729	14,324	3,405	23.8	普通預金、当座預金	
	未 収 金	11,497	10,893	604	5.5	農業集落排水施設使用料等	
貸 倒 引 当 金	b	2,264	3,556	△ 1,292	△ 36.3	未収金の回収不能による損失に備えるための引当金額	
流動資産+貸倒引当金①	c=a+b	31,490	28,773	2,717	9.4		
流 動 負 債	d	399,125	387,908	11,217	2.9		
控 除 額	企 業 債	e	369,899	362,691	7,208	2.0	企業債のうち1年以内に償還期限が到来する額
	賞 与 引 当 金	f	570	430	140	32.6	翌年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積計上する引当金額
流動負債-控除額②	g=d-(e+f)	28,656	24,787	3,869	15.6		
内 訳	一 時 借 入 金	0	0	0	-	地方公営企業法第29条に定める一時借入金	
	未 払 金	28,656	24,787	3,869	15.6	工事請負費等	
① - ②	A=c-g	2,834	3,986	△ 1,152	△ 28.9		
事 業 の 規 模	B	128,122	127,960	162	0.1	営業収益-受託工事収益	
資 金 不 足 比 率	(-A)/B	—	—				

(Ⅱ) 公営企業法非適用

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率審査

2 審査の対象

平成28年度決算に基づく公営企業会計（法非適用）資金不足比率

- (1) 郡山市総合地方卸売市場特別会計
- (2) 郡山市工業団地開発事業特別会計
- (3) 郡山市熱海温泉事業特別会計
- (4) 郡山市湖南簡易水道事業特別会計
- (5) 郡山市中田簡易水道事業特別会計
- (6) 郡山市熱海中山簡易水道事業特別会計

3 審査の着眼点

各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、書類が適正に作成されているか、算出過程に誤りはないかを主眼として実施した。

4 審査の主な実施内容

資金不足比率の算定の基礎となる書類の試査

- (1) 帳簿突合、計算突合、分析的手続

5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

監査委員室

- (2) 日程

平成29年7月26日から平成29年8月23日まで

第3 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

会 計 名	平成28年度	平成27年度	経営健全化 基 準
総合地方卸売市場特別会計	—	—	20.0
工業団地開発事業特別会計	—	—	
熱海温泉事業特別会計	—	—	
湖南簡易水道事業特別会計	—	—	
中田簡易水道事業特別会計	—	—	
熱海中山簡易水道事業特別会計	—	—	

- 注 1 —の表示は、資金不足額がないことを示す。
2 経営健全化基準は、総務省が示す数値である。

第4 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計（法非適用）においては、いずれも収支が保たれており、かつ、歳入不足による事業繰越や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てる地方債の発行等も皆無であることから資金不足額はなく、比率の表示は—%となり、良好な状態にあると認められる。

第5 資金不足比率の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{資金不足比率}(\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金の不足額
線上充用額+支払繰延額・事業繰越額+(※)特定の地方債の現在高-解消可能資金不足額

事業の規模
営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

(参考：資金の剰余額がある場合)

$$\text{資金不足比率}(\%) = \frac{\text{歳出-歳入+翌年度に繰り越すべき財源+(※)特定の地方債の現在高}}{\text{営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額}} \times 100$$

(※) 特定の地方債：建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債

(注) 宅地造成のみを行う場合は、「資本+負債」の額が事業の規模を表す。

1 総合地方卸売市場特別会計

歳入歳出額は、ともに 1,065,291千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから資金不足はなく、比率の表示は-%となる。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 236,437千円であり、差し引くべき受託工事収益の相当する収入はない。

2 工業団地開発事業特別会計

歳出額は 2,704,156千円、歳入額は 2,704,292千円、翌年度に繰り越すべき財源は 136千円(継続費通次繰越額 239,736千円から未収入特定財源 239,600千円を差し引いた額)であり、建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高はないことから資金不足はなく、比率の表示は-%となる。

なお、宅地造成事業のみを行う場合の事業の規模を表す額は、資本の額に相当する額及び負債の額に相当する額の合算額であり 5,365,948千円となる。

3 熱海温泉事業特別会計

歳出額は 63,307千円、歳入額は 491,230千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから、427,923千円の余剰となり、比率の表示は-%となる。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 76,866千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

4 湖南簡易水道事業特別会計

歳入歳出額は、ともに 190,468千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから資金不足はなく、比率の表示は-%となる。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 35,757千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

5 中田簡易水道事業特別会計

歳入歳出額は、ともに 6,083千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから資金不足はなく、比率の表示は-%となる。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 2,171千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

6 熱海中山簡易水道事業特別会計

歳入歳出額は、ともに 11,948千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから資金不足はなく、比率の表示は-%となる。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 1,391千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

